

今月の経理情報

2006年3月

今回のテーマ： 交際費等と隣接費用との区分

平成18年度税制改正で4月1日開始事業年度から、交際費課税の対象となる交際費の範囲から一人当たり5,000円以下の一定の飲食費（役員間等の飲食費を除く。）が除外されます。

この改正により、隣接費用との法解釈・運用をめぐる区分の明確化が図られることから、販売促進の手段が限定されている中小企業の事業活動の円滑化が期待されます。

税法上の交際費等の定義

税法上、「交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に係る者等に対する接待、供給、慰安、贈答その他これら類する行為のために支出するものをいう。」と定義されており、経費科目の名目ではなく実質で判定されます。

交際費等と隣接費用との区分

(1) 会議費

定義	会議に関連して、茶菓、弁当等の飲食物を供与するために通常要する費用
交際費との区分	<ul style="list-style-type: none">酒類を伴う飲食は、会議の席上昼食程度の食事を提供するに際し、口を湿らす程度の酒類を提供したとしても会議費として取り扱われます。通常要する費用につき、平成18年度税制改正により5,000円以下の一定の飲食費については交際費から除外することとなります（役員間等の飲食費を除く。）。

(2) 寄付金

定義	法人が金銭等又は経済的利益の贈与又は無償の供与をした場合のその価額
交際費との区分	<ul style="list-style-type: none">事業関連性がある者に対する贈与は交際費として取り扱います。事業関連性がない者に対する贈与は実質判定となりますが、「金銭でした贈与」・「社会事業団体・政治団体等に対する拠出金」・「神社の祭礼等の寄贈金」等は寄付金となります。

(3) 広告宣伝費

定義	不特定多数の者に対して宣伝的效果を意図して支出する費用
交際費との区分	<ul style="list-style-type: none">不特定多数の者とは、通常一般消費者を想定しています。カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手ぬぐい等を広告宣伝効果を期待して多数の者（事業関係者も可。）に配布するために通常要する費用については広告宣伝費として取り扱われます。

お見逃しなく！

- 一人当たり5,000円以下の飲食代の取扱いは、資本金の額に関係なく、全ての法人に適用されます。
- 交際費等の支出の相手方には、法人の役員・従業員や株主も含まれており、個々に実質判定をする必要があります。